

決算審査特別委員会

第3回定例会において決算審査特別委員会に付託された、平成20年度決算歳入総額は一般会計10,728,180千円、特別会計（国民健康保険・介護保険・老人保健・後期高齢者医療・公設地方卸売市場事業・公共下水道事業・簡易水道事業）6,557,041千円、歳出総額一般会計10,546,497千円、特別会計6,436,602千円で実質収支総額は2,267,873千円で前年度より27,120千円増加しています。

企業会計は水道事業決算額413,772千円、ワイン事業営業収益399,726千円です。

決算委員会は議長、議会選出監査委員を除く16名で11月4日、5日、6日の3日間にわたり、各所管・部ごとの審査を集中的に行いました。

決算審査の着眼点として、歳入の確保との視点で税収状況、不納欠損、滞納繰越、補助金の収入状況など、歳出においては予算の超過、予算以外の支出が

ないか、予算の超過支出がないか、行政効果、財政構造の変化、財産の取得及び処分、財産管理、各基金の管理状況など多岐にわたり審査を行いました。

中でも、「地域会館維持管理費」「高齢者緊急通報システム」「地域密着サービス拠点等施設整備費」「子育て支援センター運営」「健康増進事業」「安心安全農業推進事業」「農地・水・環境保全向上対策事業」「ことぶき大学運営」などについて、幅広い質疑が行なわれました。

特に「地域会館維持管理費」については、指定管理者制度導入後の各地域会館の収支状況と利用実態、さらに導入時における住民負担の基本的考え方を1戸当たり千円以内としていたが、現実的に住民負担が千円以上の地域もあることなど、また、市独自予算である「安心安全農業推進事業」の取り組み実態と効果について、平成20年度より取り組んだ「農地・水・環境保全向上対策事業」状況についても深く議論が交わされました。決算審査特別委員会は全会一致で「認定すべきもの」と決しました。

上下水道条例等審査特別委員会

第3回定例会において上下水道条例等審査特別委員会が設置され、閉会中に条例の一部改正三案を、7名の委員で計6回にわたり慎重に審査を行いました。

議案第12号富良野市公共下水道に関する条例の一部改正案は、平成2年度から初めての改定で人員等の削減、運営に努めたが元金償還等もあり水域の水質改善、汚水処理等の経費のため10%改定することを提案されました。

議案第13号富良野市水道事業給水条例の一部改正案は、給水人口の減少等と機器の修繕、起債償還額の増加があり職員等削減をしたが経営が圧迫、安全な水を供給し運営を維持するために基本料金と超過料金を11・5%改定することを提案されました。

議案第14号富良野市簡易水道事業給水条例の一部改正案は、事業給水条例に改定以来で市内6地区に点在し、機器類の修繕の増加、給水人口減少の中、経費を節減し努力をしたが起債償還額に圧迫され、安全な水の供給

と健全な運営を維持のため、基本料金及び超過料金を11・5%改定することを提案されました。

■審査の結果

今日の厳しいデフレ経済の環境の中での料金改定は、市民生活に与える影響は大きく、次の4項目のとおり、①収納率の向上対策、②利用者の拡大、③改定時期の判断、④減免対象者の拡大など、重要検討項目が意見として挙げられましたが、平成13年度以降、企業会計で起債償還、経営合理化の努力を行い、今後老朽管の更新など水道事業を継続する自主財源が必要であり、各種事業の自立性が求められる現状であることが明らかになつたところです。

以上の点から、今回提案された議案第12号、議案第13号、議案第14号については、特別委員会の委員全員を持って原案のとおり可決すべきものと決定しました。

